

コンタクトレンズ検査に関するお知らせ

1 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことのある方は再診料76点を算定いたします。

(※電子的診療情報連携体制整備、物価対応料、ベースアップ料等、その他加算がつく場合があります。)

2 コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります

上記につき、不明な場合はご相談ください。